

再生エネルギーを熱でも利用しませんか？

再生可能エネルギー熱利用設備の導入を支援します！

1 補助対象となる再生可能エネルギー熱利用設備

再生熱の割合（再エネ率）が**10%以上**
または

再生熱の年間総発熱量が **200GJ 以上**

$$\text{再エネ率} = \frac{A}{B} \times 100$$

A：再生熱利用設備から供給される
年間総発熱量

※ 再生可能エネルギー熱利用設備を複数導入する
場合は、その合計。

B：再生熱を利用する区域・用途で必要
とされる年間熱量

太陽熱利用



温度差エネルギー利用



雪氷熱利用



地中熱利用



バイオマス熱利用



バイオマス燃料製造

・再生熱の種類
毎に、要件を
満たす必要が
あります。

〔規模、設備仕様、
熱供給能力など〕

2 補助対象事業者・補助率について

○地域再生可能エネルギー熱導入促進対策事業

- ・地方公共団体
- ・非営利民間団体（社会福祉法人・医療法人・学校法人など）

補助対象経費の1/2以内

1件当りの年間の補助金額の上限額：10億円

○再生可能エネルギー熱事業者支援対策事業

- 民間事業者等（法人及び青色申告を行っている個人事業者）

補助対象経費の1/3以内

1件当りの年間の補助金額の上限額：10億円

3 公募期間について

平成27年3月20日から平成27年11月30日まで。

一・二・三次公募

四次公募

最終

8月31日

10月30日
(交付決定日 12月中旬)

11月30日
(交付決定日 1月上旬)

・公募期間内は随時受け付けることとし、交付申請書の当協議会への到着時期により、上記の区切りで締切り、審査及び交付決定を行う予定です。国庫補助金予算であるため、各締切時点で予算額以上の申請があった場合は、公募期間中であっても公募中止することがありますのでご注意ください。

4 事業期間について

交付決定日から平成28年2月29日まで。

事業の実施計画書上、単年度では事業完了が困難であると確認できる事業については、**原則最大4年まで複数年度事業として申請ができます。**（例：初年度 実施設計、次年度 設置工事）

事業開始

交付決定日

三者見積
競争入札

発注

工事

検収

支払い

交付決定日以降に初めて補助事業の開始（発注、契約）が可能となります。

事業完了
平成28年
2月29日まで

当資料は、事業の概略を説明するものであって明確な要件を定義した資料ではありません。

詳細は「公募要領」(URL：http://www.nepc.or.jp/topics/2015/0320_3.html)をご確認ください。